

61

2014/12

青い空

発行所 東京司法書士政治連盟

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3

題字 大野寿之

☎(03)3353-9146

http://www.seiren.tsknet.or.jp/

Email seiren@tsknet.or.jp

巻頭言

登記の専門家としての
今後の司法書士

—— 渉外登記の視点から ——

東京司法書士政治連盟副会長 羽生 明彦 2

大会報告

第45回定時大会

—— 協働・開拓・発展 ——



東京司法書士政治連盟副会長 高田 恭秀 4

Report

成年後見人等の報酬助成に
関する陳情 採択される

東京司法書士政治連盟

副会長 立川 健豊 12

解説

司法書士の独立開業に関する
税務相談Q&A

税理士・司法書士 市橋 正造 9

◆幹事長はこう動いた！ 第23回

東京司法書士政治連盟

幹事長 山本 健詞 16

Report

町田支部・東京政連合同勉強会

東京司法書士政治連盟

副幹事長 市川 英明 14

東京司法書士政治連盟研修会報告 15

活動日誌 11

ここで、会員にぜひ理解してもらいたいことがある。それは、日本の戸籍・住民票・登記制度が世界第1位と自信をもって言い切れるほど精密な制度であるということだ。

戸籍制度があるのは日本以外では台湾（韓国は戸籍制度を廃止。除籍だけが残っている）のみで住民票も兼ねるのだが、不正確な面も多々あると聞いている。

また、戸籍に該当する公的証明書は多数の国で、①出生証明書、②婚姻証明書、③死亡証明書であり、遺産分割協議書・住所証明書・印鑑証明書に該当する証明書は宣誓供述書（これに限られない）等である。これは「本人が供述しているのだから間違いはないであろう」という、よくいえば信頼感、悪くいえば日本のような精密極まる制度の概念がそもそもないといえるのではないだろうか。

多数の国に日本のような戸籍制度がないため、職務上最も困難な点は、相続人を確定させることの一点に尽きる。筆者も最大限努力したのだが、遂に相続人が確定できなかつたり、または確定できたが、その他の事由で登記申請が不可能となり、委任契約を解除せざるを得なかつたことがしばしばあった。たとえば、全く別の相続人であると称する人間が現れたため、誰が真の相続人が不明になってしまった事例、相続人が確定できたことはよいのだが、ブラジルの案件の際はアマゾンの奥深い場所、タイの案件はチェンマイの山里離れた場所に在住し、かつ認知症であることが明白であったため後見申立て等を行えば宣誓供述能力がないといった事例である。

よって、涉外相続登記を受任しようとする会員は、依頼者から相続人は確定している旨の申出がない限り、上記のような事態が発生する可能性があることを十分に認識しておいていただきたい。

また、遺言について若干触れておこう。日本は、近年でこそ相続開始後の紛争を防止するために自筆・公正証書を問わず遺言書を作成するケースが増えてきているが、それでもまだまだである。理由は何点か考えられるが、その一つとして

前出の戸籍制度等がほぼ完備されていることもあげられると思う。

一方、諸外国では、遺言の普及率は約95%にも及ぶと聞く。日本のような精密な戸籍制度等がないことから、たとえば、相続人を知っているのは遺言者だけということになると、もし遺言をしないで被相続人が死亡した場合、戸籍によって相続人を特定できないのでタイトルサーチ（権限調査）会社に数百万円を支払って調査を依頼しなければ相続手続が不可能となる。遺言の普及率が高いのは、これを回避するためといわれている。

④ エピローグ

司法制度改革のおかげで司法書士の業務は登記事件以外にかなり拡大されてきており、司法書士会は今後も司法書士業務全般に関する法律相談権の確立、140万円の事物管轄に拘束されない簡易裁判所における代理権の獲得、家事代理権の獲得等、いわば「攻め」の方針を中心に掲げている。

筆者は、不動産登記、商業・法人登記のすべてにわたる涉外登記のみならず、国内の登記全般でも正確かつ迅速に処理できる専門職は司法書士においてほかにないと確信しているが、登記所における過剰な相談対応、行政書士による商業・法人登記の開放運動等が活発に行われていることは周知の事実であり、おそらく不動産登記にも同様の運動が他土業から起きてくることは十分に予測できる。

「登記といえば司法書士」。これは絶対譲ってほならない牙城である。

会員の方々に声高らかに申し上げる。登記制度に対する危機感を常にもってほしい。そして、その牙城を死守するために当政治連盟は関係団体および当政治連盟顧問として尽力いただいている議員各位と一体となって全力で運動していく決意をしているので、ぜひ会費納入をお願いする次第である。

大会報告

第45回定時大会

協働・開拓・発展



平成26年7月25日 於・日司連ホール

東京司法書士政治連盟副会長 高田 恭秀

平成26年7月25日(金)、新宿区の日司連ホールにおいて、当政治連盟の第45回定時大会が開催された。

■開 会

午後4時55分、来賓が入場し司会者である長田茂副幹事長が挨拶をし、物故会員に対する黙祷の後、菅澤明副会長より、本大会においては司法書士制度発展のための礎となる論議が交わされるよう期待する旨の開会の辞が述べられた。続いて大野寿之会長より、各来賓の大会参加への御礼、そしてこの1年を振り返っての当政治連盟の活動の成果が述べられ、大会は進行した。

■来賓挨拶

本定時大会に出席された多数の来賓、国会議員、都議会議員より祝辞を頂戴した。

来賓挨拶	
東京司法書士会会長	清家 亮三様
日本司法書士政治連盟会長代行	芝 将宏様
国会議員挨拶	

自民党	参議院議員	中川 雅治様
公明党	参議院議員	山口那津男様
公明党	参議院議員	魚住裕一郎様
民主党	参議院議員	小川 敏夫様
共産党	参議院議員	小池 晃様
都議会議員挨拶		
都議会自民党幹事長	吉原 修様	
日本共産党都議会議員団副幹事長		植木こうじ様
都議会民主党幹事長	石毛しげる様	

その後、東京司法書士会関連団体およびその代表者、東京士業政治団体、各单位政治連盟の出席者、出席国会議員秘書の方々の紹介に続き、当政治連盟名誉会長、相談役、参与の紹介後、来賓の退場によりセレモニーは滞りなく終了した。

■議長選出

引き続き、司会者より、議案審議につき議長選出方法を議場に諮ったところ、議場より「司会者一任」の声があり、司会者において中央支部の石原久雄会員を指名し、議場に了承を求めたところ、拍手をもって承認された。

ご来賓の方々



清家 亮三
東京司法書士会会長



芝 将宏
日本司法書士政治連盟
会長代行

(以下、五十音順)



魚住裕一郎
参議院議員



小川 敏夫
参議院議員



小池 晃
参議院議員



中川 雅治
参議院議員



山口那津男
参議院議員

石原議長は就任挨拶に引き続き、副議長を選任したい旨を述べ、府中支部の延島勝会員を副議長に選任した。会期および会議時間決定後、議事録署名人として城北支部の行方茂男会員が指名され承認された後、議事の審議に入った。

■平成25年度経過報告

山本健詞幹事長より、司法書士制度推進議員連盟総会の開催、東京都知事選挙結果、都議会および都連に対する政策予算要望、行政書士法改正反対の陳情活動等、平成25年度の活動成果と本定時

大会での活発な議論のお願いを含め、平成25年度の活動経過について報告がなされた。

◆第1号議案◆平成25年度決算及び監査報告承認の件

高田恭秀副会長より、平成25年度決算報告書・財産目録（平成25年5月1日～平成26年4月30日）に関し、収入の部において会費納入率が若干の落ち込みが生じたこと、町田支部の会員の方々から寄付を受けたこと、支出については、昨年引き続き日本司法書士政治連盟への寄付金が滞っている厳しい状況になっている等の詳細な説明が

なされた後、尾畑浩監事より6月3日に会計監査を実施し、帳簿、領収書等を調査した結果、いずれも正確かつ適正に処理されていた旨報告がなされた。

ここで議長は、議案の質疑応答に入った。

[質問]———山北会員（中央支部）

平成25年度の会費収入の予算額は3800万円ほどとなっているが、当政治連盟の会員は何人いるのか。

[回答]———高田副会長

予算を立てた段階では、会員数は3548名である。

[質問]———山北会員（中央支部）

規約改正によって任意（団体）にしたのではなかったか。

[回答]———山本幹事長

確かに規約改正によって任意団体であることを明確化したが、附則条項により当政治連盟の会員はその地位を引き続き有するものとしたので、その時点において東京司法書士会会員であったものは当政治連盟の会員になったものと考えている。

[質問]———山北会員（中央支部）

入会式の時点で新しい会員から入会届はとっているのか。

[回答]———山本幹事長

入会については申込みという形であるが、申込書はとっていない。申込みの意思表示があれば会員ということになる。

[質問]———山北会員（中央支部）

毎年多くの方が東京司法書士会会員となっているが、何人の方が当政治連盟に入ったのか。

[回答]———山本幹事長

東京司法書士会の新入会員には会費のお願い文書は全員に送っている。現在、何人入会したのかの絶対数は把握していないが、入会する意思がないことにつき明示されない限り全員が入会していると認識している。

[要望]———山北会員（中央支部）

入会式で新入会員には入会のサインをいただくべきだ。そのほうが当政治連盟の一員になること

への意識も高まる。

ここで、議長は第1号議案につき採決を議場に諮ったところ賛成多数により議案は承認された。

◆第2号議案◆平成26年度運動方針、組織・事業活動方針決定の件

◆第3号議案◆平成26年度予算承認の件

議長より、第2号議案および第3号議案については一括審議したい旨の説明があり、議場に諮ったところ異議なく了承された。

山本幹事長より平成26年度運動方針案および組織・事業活動方針案並びに高田副会長より平成26年度の予算（平成26年5月1日～平成27年4月30日）につき詳細な説明を加えて第2号議案および第3号議案が上程された。

ここで議長は、議案の質疑応答に入った。

[質問]———安井会員（目黒支部）

執行部の方々におかれては大変な汗をかかれて運動されていると思っはいるが、そのことが会員には伝わっていない。また、会費納入については、あまりにもきれいごとでやっはいて、政治連盟独自の会費集めは限界にきていのではないか。他の単位会の政治連盟では、本会の会費といっしょに徴収しているし、他の士業の政治連盟も本会の会費といっしょに徴収している。やはり本会の理解をいただいて本会といっしょになって組織強化を図っていかなければならない。その決意はあるか。

[回答]———大野会長

ご指摘のとおり、当政治連盟だけの会費集めは限界にきてい。行政書士政治連盟の会費収入と比較しても今後われわれの制度が保たれるのか危機感ももっている。当然のことながら本会の協力は必要なものと考えてい。今年清家東京司法書士会会長より、会員向けに当政治連盟の重要性を訴える文章も出していただいた。他の単位会の政治連盟では静岡県司法書士政治連盟が本会の会費といっしょに集めていし、東京の支部でも納入率の高い町田支部・立川支部では支部会費といっしょに集めていと聞いている。やはり本会

や支部の協力があるところは会費も集まっている。したがって、本会や支部の理解をいただく努力をしなければならないことは強く認識している。

[回答]—————立川副会長

私が当政治連盟に入った当時、小林誠治幹事長に手書きの年会費領収書を渡され、それで支部会員から会費を集めるよう言われ実行してきた。今後も、この手書きの領収書で支部会員から会費を集めたい。

[要望]—————山北会員（中央支部）

ホームページをもっと活用して、会員に電子メールを送って当政治連盟の活動を認知させるようにしたらどうか。東京司法書士会でも行っていることだが、それが活性化につながると思う。何もしなければ、会費も集まらないし、組織も活性化しない。

[回答]—————大野会長

今までのホームページは使いづらい面があったので、現在新しいホームページを構築中で、ご指摘のとおりわれわれもホームページを活用していきたいと考えている。また、支部活動を通じて当政治連盟の存在をアピールするような運動に取り組むことも会費集めに有効だと思われる。私の所属する北・荒川支部では、成年後見人に対する報酬助成につき支部役員と請願陳情を重ねてそれが会費集めに役立った。今後も支部における政治連盟活動に力を入れたい。

[回答]—————立川副会長

平成25年度は、空き家問題勉強会と町田支部定時総会報告の二つのニュースを「青い空速報版」という形で、東京司法書士会SNに載せた。今後も、当政治連盟に関するニュースで特筆すべきテーマが出てきたら東京司法書士会SNを使って広報していく。

ここで、議長は第2号議案および第3号議案につき採決を議場に諮ったところ賛成多数により各議案は承認可決された。

●平成26年度運動方針●

- 1 東日本大震災・福島第一原子力発電所事故への対応
- 2 司法制度改革のさらなる前進
- 3 利用しやすい不動産登記手続の実現
- 4 「登録免許税制」から「登記手数料制」への抜本的見直しに向けて
- 5 住民票除票・消除された戸籍の附票の保存期間を延長し、市民からの謄本交付請求に応じること
- 6 国家による登記、法務行政の堅持
- 7 成年後見制度の充実
- 8 会社法等企業関連法への対応
- 9 法教育の推進
- 10 自殺対策への対応
- 11 東京地裁20部問題への対応
- 12 経済連携への対応
- 13 公共嘱託登記司法書士協会への協力・支援
- 14 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートへの協力・支援
- 15 災害に強いまちづくりの支援

●組織・事業活動方針●

- 1 顧問議員、友好議員との連携、交流と情報収集の強化
- 2 司法書士他団体との協力関係の強化
- 3 広報・情報収集活動の強化
- 4 法規の検討、立案
- 5 財政基盤の強化
- 6 支部活動・地区活動の強化

◆第4号議案◆大会宣言採択の件

市川英明副幹事長より、大会宣言案が読み上げられた。ここで議長は、第4号議案につき採決を議場に諮ったところ満場一致をもって採択され

た。

大会宣言

第2次安倍内閣誕生から本年末で丸2年を迎えることになる。2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催が決定するという明るいニュースが飛び込み、一連の経済政策により景気も持ち直しかけている。その結果、今年の春闘では多くの大手企業がベースアップを決めた。しかし、本年4月1日に消費税が8%に引き上げられ、駆け込み需要の反動による景気落ち込みも心配され予断を許さない状況でもある。新興国景気の先行き不透明感や、ウクライナ情勢といった懸念要因もあり、増税後の景気動向が注目される場所である。もちろん、我が国においては、経済最優先で景気さえ回復すれば多少の問題が生じてもやむを得ないというような風潮は存在しない。それは、多くの国民が、真の幸福や真の豊かさとは物質的な豊かさだけではない、経済さえうまくまわっていればよいわけではないということを理解しているからだ。

このような社会情勢の中、我々司法書士に目を向けるとどうであろう。1人ひとりが司法書士であることに誇りをもち、高い倫理観、使命感をもって今日まで国民の権利擁護のために取り組んできた。長年培ってきた業務の中心となる「登記」においてそれは顕著に表れている。多くの国民が登記制度とその一翼を担ってきた司法書士を信頼し、我々も専門家としてそれに応えるべく業務に励んできた。また、我々司法書士は「裁判事務」「成年後見」さらには「財産管理」など、国民の権利擁護に直結する重要な制度に携わり、身近な法律家として研鑽を積んできた。今後も、司法書士はこれらの業務はもちろん、各種の人権課題にも積極的に取り組み、法律専門職としての職責を全うしなければならない。人権感覚を研ぎ澄ませなければ、今

まで以上に国民の権利擁護に寄与することはできないし、信頼関係を築いていくこともできないだろう。国民の信頼を失った職業団体に未来はない。我々司法書士はそれを肝に銘じ、常に国民の目線に立ち、その存在意義を強くアピールし、国民の期待に応えていく責務がある。そのためにも、司法書士業務全般に関する法律相談権を確立し、国民の司法アクセスの向上に貢献していく必要がある。

本年4月には大々的に司法書士制度推進議員連盟総会が開催され、司法書士法改正の機運も高まってきている。法改正検討の時期は過ぎた。いまこそ法改正実現の時だ。東京司法書士政治連盟は、司法書士が国民から真に必要とされる誇り高き職能集団としてあり続けるために、司法書士制度の維持発展に邁進することを決意し、ここに宣言する。

平成26年7月25日

東京司法書士政治連盟 第45回定時大会

閉会

石原議長より、議事進行への協力に謝辞が述べられ、全議事日程の終了が告げられた。議長、副議長降壇の後、羽生明彦副会長が閉会の辞を述べ、最後に樋口庫造名誉会長の万歳三唱により、第45回東京司法書士政治連盟定時大会が終了した。



● 解説 ●

司法書士の独立開業に関する 税務相談Q&A

税理士・司法書士 市橋正造

筆者は、司法書士会などが主催する司法書士事務所
の税務に関する研修会の講師を受けることがあるが、
司法書士事務所で勤務をしている司法書士から、
独立開業に関する相談や質問を受けることが
少なくない。

そこで、現在、司法書士法人の〇〇事務所で
勤務司法書士をしており、近々独立して自宅のある
A市で開業しようと考えている司法書士の相談に
答える形で、独立開業に関する税務に関して気
をつけるべき事項を紹介する。なお、〇〇事務
所では、経理はすべて税理士に任せていたが、
相談者は、資金に余裕がないため税務はすべて
自分でやりたいと考えている。

Q 1 : 独立開業時に必要な手続

税務署への届出など、独立開業時に必要な
手続を教えてください。

納税地（自宅または事務所）の税務署に、①
個人事業の開業届書を提出する、②青色申告
承認申請書を提出する（青色申告を行う場合
に提出する。義務ではない）、③従業員（補
助者）がいる場合、給与支払事務所等の開
設等届出書を提出する。

従業員の給与から源泉徴収をした源泉所得
税は、支払いをした日の翌月10日までに毎
月納付をする必要がある。ただし、従業
員が常時10人未満の場合は、源泉所得
税の納期の特例の承認に関する申請書
を提出することによって、源泉所得
税の納付を半年に1回にすることができる。

なお、「納税地」は原則として住所地だが、
届出をすることによって、事務所の所在地
を納税地

とすることができる。

Q 2 : 青色申告会

確定申告は、当然自分で行いますが、
青色申告会に入るとどのようなメリッ
トがあるのでしょうか。

青色申告会は、小規模事業者で組織
されている納税者団体で、記帳の指導
や、自署申告の手伝いをしてくれる。
会費は、年間2万円程度であり、加入
している納税者も多いようである。
加入は義務ではない。

メリットについては、利用している
方により異なると思うので、詳しくは、
各税務署の管轄にある青色申告会に
直接問い合わせてみるとよいであ
ろう。

Q 3 : リース契約に係る費用

〇〇事務所では、□□で有名な△△
社のパソコンソフトを使用しています。
また、〇〇先生は、リースではなくて
全額支払いをして使っていました。

私は、独立開業にあたり資金面で余
裕がないので、リース契約で購入し
たいと思っています。そのほかに、複
合機、什器類もリース購入したいと
思っています。

リース契約で支払う代金は、全額
経費になると思うのですがどうでし
ょうか。

所得税法37条では、必要経費に算入
できる金額は、①収入金額に対応す
る売上原価その他収入金額を得るた
め直接に要した費用の額、②その年
に生じた販売費、一般管理費その他
業務上の費用の

額であると規定されている。

したがって、業務上支払う前記リース契約に係る費用は、当然、税務上の必要経費になる。

ただし、税務上の「リース取引」に該当する場合には、売買取引があったものとして、所得の計算をする。つまり、引渡しがあったときに資産として計上し、「リース期間定額法」といわれる方法で、減価償却をして、必要経費に算入していくことになる。

Q 4：家事関連費

私は、自宅の一部の内装を変えて事務所として使用したいと思います。その際、自宅の内装を変えた費用は経費に含まれますか。水道光熱費はどの程度、事務所の経費として扱われるのでしょうか。

また、今まで自宅で使っていた車を業務で使用する場合、月々の駐車場賃料を経費に入れることはできるのでしょうか。保険料、税金、ガソリン代はどうでしょうか。

Q 3と同様に、その年に生じた販売費、一般管理費その他業務上の費用の額として、必要経費に算入できる。内装に関しては、資産として計上し、耐用年数にわたり減価償却をしていく。自宅での費用は、「家事関連費」として、次の①②のような基準に従って事業用と家事用に区分したうえで、事業遂行上必要な部分について必要経費算入が認められることになる。

- ① 家事関連費で主たる部分が事業の遂行上必要であり、かつ、必要である部分を明らかに区分することができる場合におけるその明らかな部分の金額
- ② 青色申告者の場合は、取引の記録に基づいて事業の遂行上直接必要であったことが明らかにされる部分の金額

上記①の事業の遂行上必要であるかどうかは、その支出する金額のうち当該業務の遂行上必要な部分が50%を超えるかどうかにより判定する。ただし、当該必要な部分の金額が50%以下であっても、その必要である部分を明らかに区分すること

ができる場合には、当該必要である部分に相当する金額を必要経費に算入することができる。

実務的には、必要である部分の割合を合理的に判断して、経費のうちその割合を乗じた金額を必要経費とする方法が考えらる。

Q 5：会費、研修会費

東京司法書士会の会費、研修会費の取扱いはどうなりますか。また、懇親会費は経費とすることはできますか。

司法書士会の会費や研修会費は、Q 3と同様に、その年に生じた販売費、一般管理費その他業務上の費用の額として、必要経費に算入できる。懇親会費に関しては、取引先との懇親会は、必要経費となる。

ただし、弁護士会の役員が支出した会務に関連した懇親会費用等が事業所得の必要経費に該当するか否かで争われた税務訴訟があり、一部費用が必要経費と認められた（一部費用は認められなかった）裁判例があるなど、司法書士も会務に関連した懇親会費用等が必要経費になるかどうかは、解釈が分かれるところである。

■あなたの声を政連に■

会報「青い空」では、より自由な、より親しまれる会報を目指し、あなたの声を求めています。

このような運動を展開してほしいなど、政治連盟に対する要望のほか、会員に対する呼びかけ、疑問、執行部に対するご批判等、建設的なご意見でしたら大歓迎ですので、ご遠慮なくお寄せください。

なお、誌面の都合上、1500字以内にてお願いいたします。

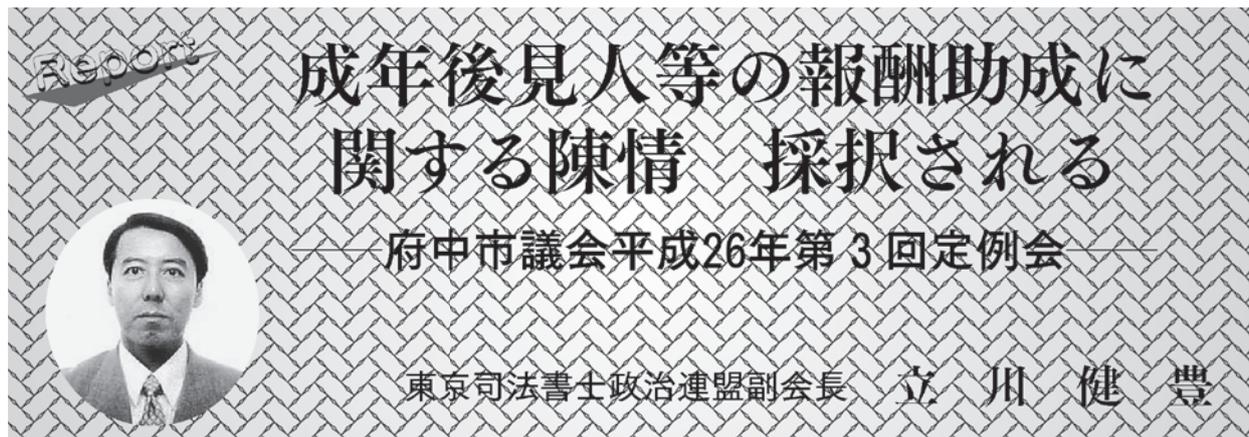
ご送付先は、東京司法書士会内政連事務局まで。

平成26年東京司法書士政治連盟活動日誌

平成26年

5月1日(木) 役員会打合せ、田無支部総会
 5月8日(木) 秋田一郎東京都議会議員パーティー
 5月9日(金) 樋山真一自民党新宿区議会幹事長より
 区政決算と予算報告、公嘱協会中野地区
 総会、第1回広報委員会、東京司法
 書士会入会式
 5月12日(月) 第1回政策・法規委員会
 5月13日(火) 平成26年度第1回役員会
 5月14日(水) 公嘱協会世田谷地区・新宿地区・北＝
 荒川地区・町田地区・品川地区総会
 5月15日(木) 公嘱協会練馬地区・城北地区総会
 5月16日(金) 公嘱協会府中地区総会
 5月19日(月) 公嘱協会中央地区総会
 5月20日(火) 公嘱協会多摩地区総会
 5月21日(水) 民主党躍進パーティーin東京(民主党
 都連主催)、公嘱協会豊島地区総会
 5月22日(木) 公嘱協会江戸川地区・墨田＝江東地区
 総会
 5月23日(金) 支部長会、東京司法書士協同組合コン
 サート、公嘱協会板橋地区総会
 5月26日(月) 丸川珠代自民党参議院議員パーティ
 ー、公嘱協会文京地区総会
 5月27日(火) 公嘱協会千代田地区・杉並地区総会、
 神奈川県司法書士会空家問題対策委員
 会、役員会打合せ
 5月29日(木) 公益社団法人成年後見センター・リー
 ガルサポート東京支部総会
 5月30日(金) 第2回政策・法規委員会
 6月3日(火) 監査会、第2回役員会
 6月4日(水) 7団体協議会
 6月9日(月) 柴山昌彦自民党衆議院議員パーティ
 ー、公嘱協会・政連勉強会
 6月10日(火) 東京政連平成26年度第1回研修会、日
 本経済と空き家を考える会、東京司法
 書士会入会式
 6月12日(木) 高村正彦自民党副総裁朝食会
 6月16日(月) 第1回総務会
 6月20日(金) 司法シンポジウム「いま司法は国民の
 期待にこたえているか～我が国の民事
 司法の現状と課題～」
 6月21日(土) 菅直人元内閣総理大臣原発を語る会
 6月22日(日) 旭日小受賞パーティー、田中良杉並区
 長選挙候補事務所開き
 6月25日(水) 役員会打合せ
 6月28日(土) 全法務省労働組合東京地方本部東京支
 部第62回定時大会
 6月30日(月) 松原仁自民党衆議院議員パーティー
 7月1日(火) 第3回役員会
 7月3日(木) 丸山珠代自民党参議院議員顧問要請打
 診
 7月4日(金) 土屋正忠自民党衆議院議員ダイナミッ
 ク日本・地域の力フォーラム
 7月6日(日) 中山弘子とともに新宿を創る会総会

7月10日(木) 第1回議会・選挙対策委員会
 7月11日(金) 東京司法書士会入会式
 7月12日(土) 日本司法書士政治連盟関東ブロック総
 会(～13日(日))
 7月13日(日) 自民党新宿総支部政経セミナー
 7月16日(水) 府中市議会事務局訪問(成年後見報酬
 助成陳情)
 7月17日(木) 公益社団法人日本消費生活アドバイザー
 ・コンサルティング協会消費者支援
 功労者内閣総理大臣賞受賞記念行事
 支部長会
 7月18日(金) 第45回東京政連定時大会
 7月25日(金) 府中市議会議員面談(成年後見報酬助
 成陳情)
 7月30日(水) 府中市議会議員面談(成年後見報酬助
 成陳情)
 8月5日(火) 府中市議会議長面談(成年後見報酬助
 成陳情)－村木茂自民党府中市議会市
 政会会長ほか
 8月6日(水) 高村正彦自民党副総裁朝食会
 8月8日(金) 東京司法書士協同組合総代会
 8月11日(月) 役員会打合せ、東京司法書士会入会式
 8月16日(土) 山田美樹自民党衆議院議員パーティー
 8月19日(火) 第4回役員会
 8月21日(木) 7団体協議会、府中市議会議員控室
 (成年後見報酬助成陳情)
 8月25日(月) 府中市議会事務局へ陳情書提出(成年
 後見報酬助成陳情)、公嘱協会地区幹
 事総会、空き家対策入門講座
 8月28日(木) 役員会打合せ
 8月29日(金) 東京公友会(公明党東京)
 9月1日(月) 府中市議会平成26年第3回定例会本会
 議(初日)傍聴
 9月2日(火) 第5回役員会
 9月3日(水) 野田聖子前自民党総務会長パーティー
 9月4日(木) 都議会予算要望(日本共産党都議団)
 9月5日(金) 都議会予算要望(公明党都議団)
 9月8日(月) 都議会予算要望(民主党都議団)、府
 中市議会平成26年第3回定例会厚生委
 員会傍聴
 9月9日(火) 中山弘子とともに新宿を創る区民の会
 9月10日(水) 第2回広報委員会
 9月11日(木) 第2回議会・選挙対策委員会
 9月16日(火) 東京司法書士会入会式
 9月17日(水) 府中市議会平成26年第3回定例会本会
 議(常任委員会決議)傍聴
 9月18日(木) 東京司法書士会企画部空き家対策協議
 会、小倉将信自民党衆議院議員と町田
 支部で勉強会
 9月19日(金) 東京政連平成26年度第2回研修会、区
 長の会(吉住健一次期新宿区長候補に
 空き家問題勉強会をお願い)
 9月25日(木) 自由民主党都連予算要望
 支部長会
 9月26日(金) 支部長会
 9月29日(月) 次期新宿区長候補後援会発起人会



1 はじめに

平成26年9月8日、府中市議会第5委員会室にて、府中市議会平成26年第3回定例会厚生委員会（常任委員会）が開催され、「成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情」（府中市陳平成26年第8号）が全会派一致により採択され、本常任委員会決議は、同月17日の府中市議会本会議において可決された。

2 陳情活動

平成26年7月下旬から8月下旬まで、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部（以下、「LS東京支部」という）の森山哲也幹事と共に府中市議会各会派の代表、厚生委員会委員と面談して、「成年後見人等に対する報酬助成に関する府中市議会に対する陳情」の件で相談を申し上げた。どの会派の議員も好意的に相談に応じてくれた。その後、各議員からの助言を参考に陳情書を作成し、厚生委員会に臨んだ。

3 厚生委員会での説明、議員の回答

厚生委員会当日は、平成26年度決算承認案件と重なり審議時間が遅れ、午後からの審議になった。委員会では、LS東京支部の森山幹事が多摩地区（26市3町）の報酬助成制度の現状を説明した。（森山幹事）成年後見制度は、高齢者・障害者のための権利擁護・人権擁護のためのセーフティネットであり、機能させるには、成年後見制度利用支援事業の報酬助成制度の確立が不可欠である。

現在、わが国は、超高齢社会の到来、核家族化の進展により、独居の高齢者や障害者が大幅に増加している。その中には、貧困層の占める割合も多い。成年後見制度は、資産家のための制度ではない。申立費用または第三者の成年後見人等への報酬を負担する資力がないなどの理由により、成年後見制度を利用することができない人がいる。厚生労働省は、成年後見人に対する報酬助成制度について「成年後見制度利用支援事業」の積極的な活用を望んでいる。しかし、平成26年4月現在、多摩地区で報酬助成制度があり、かつ市町長申立ての限定がない自治体は5自治体のみである。府中市も報酬助成制度はあるが、市長申立てに限定している。生活困窮者の成年後見制度の利用促進、権利擁護という目的に適した形で報酬助成制度を活用していくには、市長申立てに限定した要件を撤廃するとともにその利用促進を図ることが必要不可欠である。

（議員A）確かに府中市は市長申立てに限定している。LS東京支部のように第三者後見人の中に



はボランティアで成年後見業務をやられている方もいる。私は、一定の基準で財産のない人の成年後見業務をされている成年後見人に報酬助成をすべきだと思う。市長申立てに限定する必要はない。よって、採択を主張する。

(議員B) 成年後見制度は判断能力のない人にとっては必須の制度である。首長申立て、親族申立てと申立人を分けるべきではなく、所得制限などによって公平に判断すべきだ。限定を解除すべきだ。採択を主張する。

(議員C) さまざまな人の権利を擁護するために、市の報酬助成制度は柔軟な対応が求められるべきである。採択を主張する。

(議員D) 厚生労働省が平成20年に親族申立てや本人申立ても助成の対象になるという運用改善を呼びかけている。成年後見制度が高齢者・障害者の権利擁護のための大事なセーフティネットであ

ることは疑いがない。府中市も限定を解除して成年後見制度を使いやすい制度にすべきである。採択を主張する。

(議員E) 府中市も早い段階から権利擁護事業センターを始めている。こうした問題の重要性については十分に理解している。1日も早く可決して使いやすい制度にするべきである。採択を主張する。

4 最後に

今回の陳情は、LS東京支部、東京司法書士会、東京3弁護士会、東京社会福祉士会が同一内容で行った。この報告が、「成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情」に取り組んでいる会員の参考になれば幸いである。最後に、相談に快く応じてくれた府中市議会議員各位に感謝する。

吉住健一氏 新宿区長に初当選

任期満了に伴う新宿区長選挙は、平成26年11月9日に投開票が行われ、無所属で前東京都議会議員の吉住健一氏(42)が3万9000票余りを獲得し、初当選した。

今回の選挙は、現職の中山弘子氏の引退により新人同士の一騎打ちとなったが、吉住氏は中山氏の後継指名を受け、選挙戦では、「中山新宿区政の継承と発展」を訴えて勝利した。

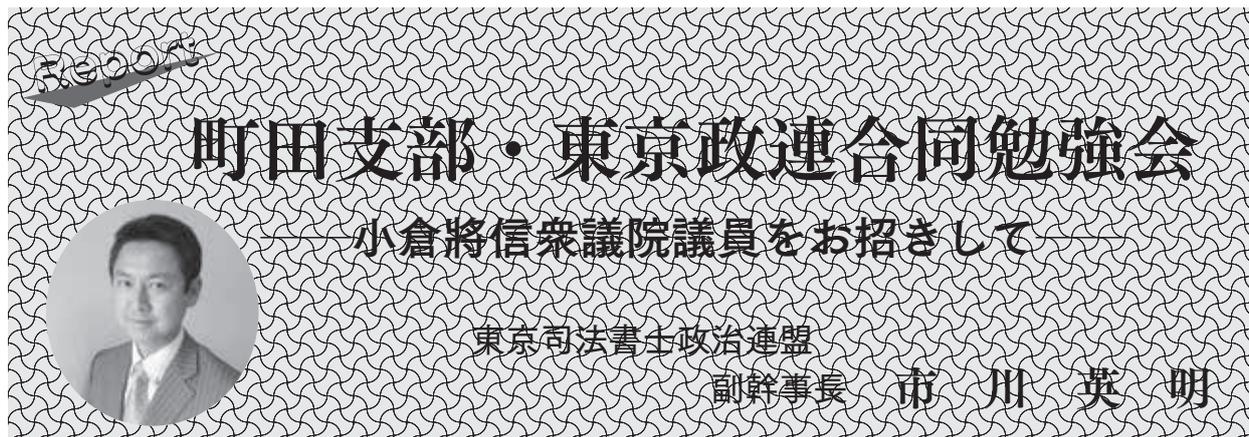
吉住氏は、与謝野馨前衆議院議員の秘書を務め、その後、新宿区議会議員、東京都議会議員と着実に議員としての実績を積み、今回の新宿区長選挙に臨んだ。吉住氏はその経歴から人脈の広さはもちろん、その活動に対する各方面からの評価も非常に高い。ソフトな物腰でありながら、その言葉の一言に熱いものがあり、何かやってくれるという期待を感じさせる人物である。

当政治連盟は、吉住氏の新宿区議会議員出馬の時から東京司法書士会新宿支部(以下、「新宿支部」ともいう)の要請を受けて推薦しており、今回の新宿区長選挙運動にも協力し、吉住新宿区長の誕生に尽力した。ここで、今回の新宿区長選挙における吉住氏と当政治連盟とのかかわりを紹介したい。

当政治連盟は平成26年10月1日に吉住氏の推薦を決定し、翌2日に事務所開きに参加した。同月14日には当政治連盟役員会前に吉住氏を来訪して意見交換を行い、新宿区の抱える問題とともに新宿区の展望をうかがった(なお、同月9日には吉住氏が新宿支部役員会にも来訪され、司法書士に成年後見、空き家対策等の分野での活躍を期待したいとの話があった)。平成26年10月31日から11月10日にかけて、当政治連盟有志により電話応援や選挙ハガキに協力した。平成26年11月2日には、出陣式に参加した。与謝野前衆議院議員をはじめとして、現職の国会議員では中川雅治参議院議員、丸川珠代参議院議員、山田美樹衆議院議員らが応援され、また吉住氏を後継指名した中山新宿区長、この日ヨーロッパ視察から戻ったばかりの舛添要一東京都知事も空港から直接駆けつけるなど、吉住氏の人望がうかがい知れた。平成26年11月6日には、戸塚第二小学校体育館にて個人演説会が行われ、与謝野前衆議院議員、山田衆議院議員、中山新宿区長、自民党都議会団・区議会団、公明党都議会団・区議会団、日本労働組合総連合会東京都連合会など応援弁士を多数集め、丸川参議院議員秘書などもお手伝いされて、約350名が参加した。大野寿之東京司法書士政治連盟会長、成田治雄東京司法書士会新宿副支部長も参加した。

新宿区は、日本司法書士会連合会、東京司法書士会が存し、司法書士会にとっては「地元地域」といえる。そのような新宿にあって、当政治連盟の推薦の候補である吉住氏が当選されたことは大変喜ばしく、これからも同氏の新宿区政運営に協力を惜しまずにはいられない。

(東京司法書士政治連盟広報委員会委員長 金子浩之)



1 はじめに

平成26年9月18日(木)18時から19時30分まで、町田市民フォーラム（町田市内の施設）において、東京司法書士会町田支部と東京司法書士政治連盟（町田地区）との合同勉強会が開催された。

勉強会の講師として、地元町田市・多摩市選出の小倉將信自民党衆議院議員をお招きした。約20名の支部会員のほか、大野寿之東京司法書士政治連盟会長にも出席いただいた。

2 小倉議員による国政報告

勉強会は、まず小倉議員による国政報告がなされ、「アベノミクスと日本経済」というテーマで講演をいただいた。さまざまな角度から日本経済の現状を分析され、グラフや図解が豊富に載ったわかりやすい資料を提供していただいたので、今後の日本経済の展望も含めて、難しい内容をよく理解することができた。

さらに、後半は司法書士に関連する成年後見制



度や空き家対策問題の話題にも触れていただき、その後の質疑応答を含め活発な意見交換をすることができた。

3 懇親会

小倉議員には、勉強会終了後、20時からの懇親会にも参加いただき、打ち解けた雰囲気の中、普段はなかなか聞けない話もうかがうことができた。

また、我々としても司法書士の存在や業務等をアピールすることができ、とても有意義な時間を過ごすことができた。

4 最後に

我々司法書士が活躍するためには司法書士法をはじめ、各種関連業務の法整備は欠かせない。そのためには、我々は国会議員と常に密接にかかわり合い、情報収集にも努めなければならない。今回の勉強会を通して、国会議員と貴重な意見交換ができ、お互い信頼関係を築き上げることができたことは、司法書士界の将来にとっても非常に大きな成果であり、今回の勉強会が成功裏に終わったことをとても喜ばしく思う。講師を快く引き受けていただいた小倉議員をはじめ、開催に協力いただいた執行部その他関係者に厚く御礼申し上げる次第である。

司法書士業界を取り巻く環境は、現在とても厳しい状況かもしれない。司法書士制度の維持発展のためには、一部の司法書士だけではなく、我々司法書士一人ひとりが常に何をすべきかを考えていくことが不可欠である。その一つとして、議員

との交流があげられると思う。他支部の皆様にも
さまざまな形で議員と交流を深めていただき

く、このレポートが何かの参考になれば幸いであ
る。

東京司法書士政治連盟研修会報告

平成26年6月20日、会社法の一部を改正する法律およびその施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が成立した。これを受け東京司法書士政治連盟では、平成26年9月19日(金)、日司連ホールにて、業務に役立つ研修シリーズ第3弾「会社法改正と商業登記実務への影響」と題した研修会を開催した。講師は、東京司法書士会田無支部の田口真一郎会員で、当日の参加者は128名に及んだ。

前半はまず、機関・役員等に関する改正（現行の機関構成の運用状況・問題点、新たに創設された「監査等委員会設置会社」の制度概要・経過規定、監査等委員会設置会社における取締役の就任・退任や登記事項に関する規律、社外役員の社外性の要件、責任限定契約を締結できる役員の範囲）について説明があった。

その後、登記にかかわる改正として、監査役の監査範囲の限定が登記事項とされたことについて、知財高判平24・8・28裁判所ホームページを題材に説明がなされた。それから、株式併合時や公開会社となる定款変更時における発行可能株式総数の規制につき、実際の事例を題材に説明がなされた。

後半はまず、支配株主の異動を伴う募集株式・募集新株予約権の発行の規律について、「転換価格下方修正条項付き転換社債」の事例を用いて説明がなされ、添付書面にかかわる商業登記法56条の改正についても言及があった。

また、募集株式が譲渡制限株式会社である場合等の総数引受契約の締結に株主総会（取締役会）の承認、仮装払込みによる株式等の発行があった場合の引受人等の責任に関する改正について説明があったうえで、今後の登記実務の対応について、問題提起がされた。さらに、キャッシュ・アウト法制に関する改正として、①交付金合併および交付金株式交換、②全部取得条項付種類株式の取得、③株式の併合、④特別支配株主による株式等売渡請求について、現行法と改正法との比較がなされた。また、会社分割における準備金の計上、株式買取請求に関しても、現行法の問題点の紹介があったうえ、改正事項の説明があった。

*

なお、東京司法書士政治連盟では、平成26年に3回の研修を開催した（本誌60号も参照）。

短い時間で研修資料をまとめて豊富な知識を惜しみなく講義し、ご尽力をいただいた講師の方、そして研修の参加者に深く感謝する。

研修終了後に回収したアンケートの中に好感された感想に出会うと報われた気持ちになった。また、苦言については反省材料として今後は正していきたい。

参加された会員の方は、この研修会で学んだことを、今後の業務に役立て活用していただきたい。研修会を企画した者の切なる願いである。

（東京司法書士政治連盟副会長 立川健豊）



連
載



幹事長はこう動いた！

幹事長 山本健詞

第23回

平成26年5月から同年9月までの幹事長としての活動の概略をご報告いたします。

幹事長に就任して1年が過ぎ、ようやく幹事長としての仕事が一巡しました。職責を果たしているか自問自答の日々が続きます。

○平成26年5月8日(木)

秋田一郎都議会議員を育てる会に出席した。

○5月9日(金)

樋山真一自民党新宿区議会幹事長の区政決算と予算報告を傍聴した。樋山幹事長は、新宿区政に明るく、司法書士制度についても大変理解のある区議会議員の一人である。新宿区は空き家対策条例等の整備対応が早く、今後司法書士と新宿区の地域社会とのマッチングが期待される。

また、同日、公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会（以下、「公嘱協会」という）中野地区総会に出席した。

○5月26日(月)

丸川珠代自民党参議院議員のパーティーに出席した。丸川議員はさまざまな業界団体からの要望・陳情を多く受け、当政治連盟ともかかわりが多く、司法書士制度の発展のためにコミットしていただきたい。

○5月27日(火)

神奈川県司法書士会空き家問題対策委員会に参加した。司法書士会でも空き家対策に対する施策の先駆けである同会の動向を注視していきたい。

○6月3日(火)

当政治連盟の監査会が開催された。総務会において、執行部が第45回定時大会に上程する議案を審議した。

○6月9日(月)

公嘱協会と当政治連盟の合同勉強会を開催した。公嘱協会と当政治連盟の初めての試みである。主に公嘱協会の空き家対策への活用について議論した。公嘱協会についても市民の利益のため

に幅広い事業が求められる。

○6月10日(火)

平成26年度第1回研修会を開催した。当政治連盟は、会員との交流を目的として、年2、3回程度、登記、裁判業務、成年後見および周辺業務など、明日からの司法書士業務に直接役立つテーマ並びに司法書士制度に関する研修会（業務に役立つ研修シリーズ）を開催する試みを行っている。

今回は、3月20日(木)に引き続き「これで安心！登記に関する税務、事務所経営に関する税務」と題して、税理士・司法書士（府中支部）の市橋正造会員を講師に迎えて開催した。当日は、日司連ホールが満員の賑わいで大変盛況であった。会員の業務の参考になれば大変意義があることである。講師の市橋会員に感謝する次第である。

○6月12日(木)

高村正彦自民党副総裁・衆議院議員の朝食会に出席した。早朝からたくさんの支援者が参加した。国会議員の朝は早い。

○6月16日(月)

当政治連盟の総務会が開催された。総務会において、執行部が第45回定時大会に上程する議案を審議した。

○7月3日(木)

丸川珠代自民党参議院議員に当政治連盟顧問就任の要請・打診を行った。丸川議員は、昨今当政治連盟とのかかわりも多く、成年後見制度利用促進法案、空き家等対策などを通じて司法書士制度への深い理解を示していただいている。司法書士制度のよき理解者として丸川議員を新たに当政治連盟の顧問にお迎えした。

新たに就任いただいた丸川顧問には、他の顧問同様に司法書士制度・司法書士業務にかかわる諸問題を中心にご指導をお願いする次第である。

○7月6日(日)

中山弘子とともに新宿を創る区民の会総会に出

席した。新宿区は、日本の主要行政区の一つであり、また司法書士会の本部がある行政区である。中山新宿区長とコミットできることが、今後司法書士にとって大きな意義になると思料する。

○7月12日(土)

日本司法書士政治連盟関東ブロック総会が開催された。毎年、関東ブロックの単位政治連盟が幹事となって持ち回りで開催する。今年は、新潟会が幹事となり新潟県越後湯沢町で開催された。主に意見交換の場であるが、各単位政連の活動報告は大いに参考になる。

○7月13日(日)

日本司法書士政治連盟関東ブロック総会が開催された。今般、司法書士法改正に向けた運動があり、関東ブロックの各単位政連盟から有意義な議論が続いたこともあって、12日からの継続会となった。我々の業務に直結する法改正であり、何としても成就させたいものである。

○7月25日(金)

当政治連盟の第45回定時大会が開催された。本年は、清家亮三東京司法書士会会長をはじめ、川口純一公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下、「LS」という）東京支部長、岡野直史公嘱協会理事長、関係団体の皆様のご支援により盛大に開催された。平成26年度は、司法書士法改正運動もあるが、制度の存続と発展のため「オール司法書士」の理念が重要である。清家東京会会長、川口LS東京支部長、岡野公嘱協会理事長、関係団体の皆様方に感謝する次第である。

○8月25日(月)

府中市議会事務局に「成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情」を提出した。

また、同日、公嘱協会地区幹事総会、空き家対策入門講座に出席した。

○9月3日(水)

野田聖子前自民党総務会長パーティーに出席した。

○9月4日(木)

都議会共産党に予算要望を行った。都議会に対する予算要望は毎年実施されるものであり、平成

26年は、公嘱協会とLSとのほか、新たに東京青年司法書士協議会を交え各党を回り要望・陳情を行った。平成26年は例年の要望陳情事項と、平成25年に引き続き法教育の推進をあげ、さらに生活保護法63条の費用返還義務につき、柔軟な運用を求める陳情を行った。各会派の反応は、成年後見、法教育に注視していたが、生活保護法63条の費用返還義務については、現状の運用について理解を示した。毎年要望し続けることと、市民のニーズをキャッチして、我々が市井の法律家として政治に声を届ける役目を担う意味は大きい。

○9月5日(金)

都議会公明党に予算要望を行った。

○9月8日(月)

都議会民主党に予算要望を行った。

○9月18日(木)

小倉將信自民党衆議院議員をお招きし、町田支部にて勉強会および東京会企画部空き家対策協議会に出席した。司法書士会においても空き家対策についての対策を検討することは急務である。

○9月19日(金)

平成26年度第2回研修会を開催した。業務に役立つ研修シリーズの第3弾は「会社法改正と商業登記実務への影響」と題して、司法書士（田無支部）の田口真一郎会員を講師に迎えて開催した。

平成26年6月20日、会社法の一部を改正する法律およびその施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が成立し、平成27年5月頃の施行が予想されているため司法書士はその情報に敏感である。商業登記との関連でも、新たな機関設計の創設、社外取締役・社外監査役の要件の見直し、第三者割当てによる株式募集や株式併合の合理化、組織再編法制や親子会社法制の整備、監査役の監査範囲の登記の追加など、実務に影響する改正が多く含まれている。改正法に伴う情報が少ない中で、大変わかりやく研修していただいた講師の田口会員に感謝する次第である。

○9月25日(木)

自民党都連に予算要望を行った。

東京公共嘱託登記 司法書士協会

あなたの力を
必要としています

豊富な知識と
経験を修得

HPで
金融機関の変遷を
情報公開(更新中)

出前講座を行い
社会に貢献

幅広い
事業に挑戦



公益社団法人 東京公共嘱託登記司法書士協会

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 TEL 03-3359-3345 FAX 03-3359-3370
<http://www.tokyo-koshoku.or.jp/>

皆様のお仕事をお手伝いいたします。

金融・保険事業

司法書士総合補償制度
業務用印紙・現金・小切手等補償制度
事業資金貸付制度
小規模企業共済制度
中小企業退職金共済制度
各種保険の紹介、ローンの斡旋

労働保険 事務組合事業

雇用保険・労災保険事務
事業主の特別加入
保険料の分割納付
労働保険研修会開催

教育情報事業

司法書士手帳の発刊
公式サイトによる情報提供
教育情報誌の編集・出版
組合公式サイトを活用した情報発信
講習会の開催

東京司法書士 協同組合

福利厚生事業

福利厚生制度
(ホテル・レジャー施設等提携)
レクリエーションの企画
百貨店・特約店の提携
TDRとの提携・人間ドック補助

ネットワーク事業

インターネットによる
情報提供
メルマガ無料配信
先例検索・目的辞書
登記原因証明情報書式撰 等

共同購買事業

業務用必需品
登記関連用紙
書籍・司法書士向ソフト
ギフト・オフィス用品
切手・印紙類

お手伝いします。
お気軽にお問い合わせください。



労働保険事務組合

東京司法書士協同組合

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館2階

Tel 03-3359-0967 Fax 03-3353-8366

<http://www.tsknet.jp/>

● 編集後記 ●

■このたび広報委員会委員長を拝命することとなりました。引き続きよろしくお願い申し上げます。

さて、この時期は地元地域のイベントが目白押しで、私なんかは暇な個人事業主ということもあって、あれこれ引き受けては参加をしております。正直、話があっても最初はそれほど積極的なわけでもなく、「人がいないんで」とか「若い人をお願いしたくて」と言われ仕方なしに始まるのがほとんどです（「若い」といっても私もいわゆるアラフォー世代ですが、地域のイベントに入ると60歳代でも十分若手です）。しかもボランティア活動ですから、何かこれといった対価があるわけではないのですが、何でしょう、当初義務的に参加していたのが、次第にそれが当たり前のようになり、気がつくと夢中になってやっつけられているから不思議です……ん？ これって会務にも通じる話？

（金子）

■「青い空」は今回で61号の発刊ですが、そのうち10号分の発刊に広報委員長として携わりました。このために使った時間はいったいどのくらいになるのだろう。

同業者から「まだそんなことやっているの」と揶揄されたこともありましたが、私なりに発刊することに使命感をもっていただけだったので続けることができたと思っています。企画を考え、原稿を依頼し記事を推敲しました。小冊子とはいえ発刊に至るまでには、私にとっては気の遠くなるような作業の連続でした。それでも、校了し印刷されるたびに、この内容でよかったのか読み返し、次回こそは違う切り口で……と思いを新たにしました。

また、平成26年は3回の研修に携わりました。講師の方々や研修に参加した方々の業務に対する真摯な姿勢を感じました。今まで、原稿を寄せて

いただいた方々、そして読んでくださった会員の方々その他編集を手助けしてくださった方々に心から感謝いたします。こうした多くの人たちのおかげで、今まで広報委員長を務めることができました。

（立川）

■「自分の財産は、兄弟にはなく、全部姪にあげたい」。私は、そうおっしゃる依頼人の任意後見契約の相談を受けました。病気のために、長くは話せません。続けては1時間が限度の中で、ぼつぼつと話をされるので少しずつしか契約の内容が決められないのです。手が不自由で字を書くことができないので、公正証書遺言の手続もあわせて行う予定でした。

ところが間に合いませんでした。最終打合せの前日、余命を告げられていた病気ではなく別の原因で亡くなったのです。遠方から駆けつけた姪が、私に言いました。「もう、どうしようもないのですね。でも、叔父がそう言っていたと聞いてうれしいです」。私は自問する。どうして先に遺言の手続をしなかったのか。

（宮地）

■バングラデシュ人民共和国の方が所有・居住していた日本国内のマンションの売買の決済をしました。売却に必要な書類を揃えるにあたって、打合せを兼ねて売主に日本に来てもらい、日本で取得する書類の手続を行いました。一方、本国で取得する書類の手続については時間の余裕をとったつもりでしたが、バングラデシュはイスラム教国で、役所がラマダン（断食月）の休暇と重なり書類が届くのが決済当日の朝となり冷や汗をかきました。イスラム教などに普段かかわることなどないと思っていましたが、遠い世界の話ではないと感じました。

（山崎）

東京司法書士政治連盟広報委員会

委員長 金子 浩之
副委員長 山崎 敏夫
委員 立川 健豊
委員 渡邊 一男
委員 宮地 耕造

委員 増田 弘子
委員 杉山 昭子
委員 大瀧 賢将
委員 佐藤 祐一

広報担当
副会長 菅 澤 明
オブザーバー
名誉会長 星 野 高久